



国民年金に関するお知らせ

○国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」について

「納付免除・納付猶予制度」は、収入の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合に、支払いを「免除」または「猶予」することができる制度です。

この制度を利用することで、将来の老齢基礎年金や、万一の事故・病気により障害を負った場合の障害基礎年金などの各種年金の受給資格期間（＝年金を受け取るために必要な期間）を確保することができます。

・免除制度（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

・納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。また、学生納付特例と同様に、猶予された保険料は10年以内に納めること（追納）で年金額に反映させることができます。

○将来の老齢基礎年金等への反映比較表

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○（※2）	○
一部免除（※1）	○	○（※2）	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

（※1）一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納めることが必要です。

（※2）免除の承認を受けた期間および免除区分によって、反映される年金額が変わりますので、ご注意ください。

○免除等の申請受付

令和7年度分（7月～令和8年6月分）は、7月1日（火）から申請受付を開始します。

マイナンバーカードを使って国民年金手続きの電子申請ができます

令和4年5月11日より、国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請について、マイナポータルを利用した電子申請が開始されました。また、マイナポータルとねんきんネットをつなげることで、ご自身の年金記録の確認や将来の年金見込額を試算することができます。詳細はマイナポータルサイトをご覧ください。

※最初にマイナポータルの「利用者登録」が必要になります。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎ 21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎ 0134-33-5026



家族介護教室の開催

地域で暮らす介護が必要な方と、そのご家族を支えるために、町民の介護知識の普及などを目的とした、家族介護教室を開催します。ご家族を介護されている方だけでなく、どなたでも参加できます。

内 容：自立につながる介助の方法 ～介護負担を減らす工夫～

講演者：社会医療法人 製鉄記念室蘭病院 訪問リハビリテーションセンター

所長・理学療法士 村岡 洋平 氏

日 時：7月29日（火） 13:00～14:30

場 所：中央公民館3階 301・302号室

対 象：余市町にお住まいの方

参加費：無料

その他：電話にて事前に申込みください。

簡単な介助体験もありますので、動きやすい服装でお越しください。



申込み・問合せ 保険課 介護保険係 ☎ 21-2119